

1 介護予防支援事業者（居宅分）の新規指定申請について 【令和6年4月1日指定書交付分】

(1) 受付期間

受付期間については、令和6年3月13日～3月18日です。市ホームページ「福祉指導監査課」→「新規・指定申請関係」→「様式集（介護予防支援指定）」→に掲載していますので、必ずご確認ください。

●申請受付の予約は、3月13日～3月18日（土・日を除く）午前9時～午後5時までとします。なお、ご不明な点があればお問い合わせください。

(2) 申請

指定を受けるにあたっては、上記の期間内に申請書を提出し、受領、及び審査が完了されることが必要ですので、書類に不備があり、その補正が完了しないものについては、審査を完了できません。

【令和6年4月1日指定書交付時】介護予防支援の申請窓口

介護予防支援の新規申請である



健康づくり・介護予防課

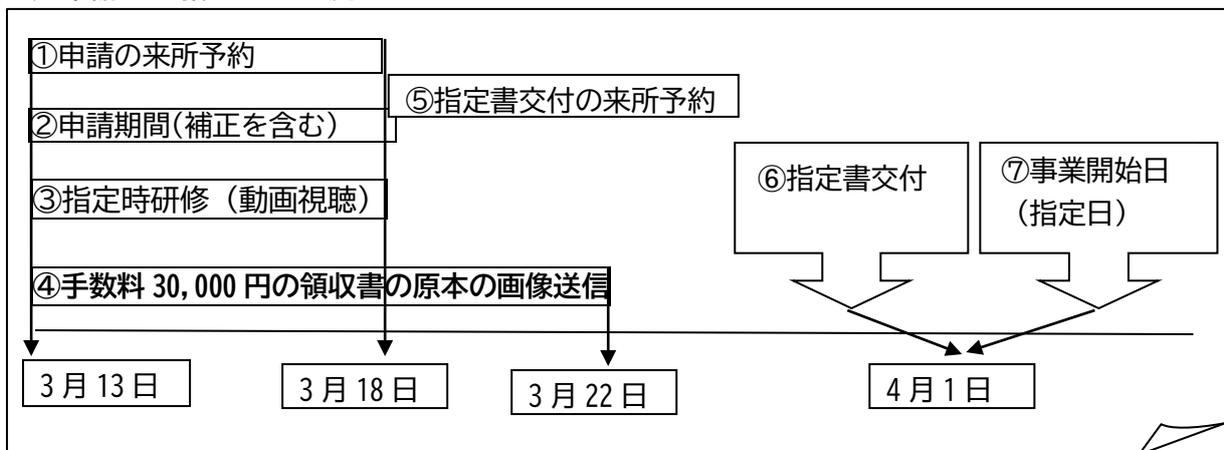
保健センター2階

※居宅介護支援事業者の指定を受けていない場合は、介護予防支援の申請はできません

(3) 指定事業者の決定

審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定します。

(4) 申請から指定までの流れ



(5) 指定申請受付について

指定申請については、予約制としております。「申請予約締め切り日」までに、必ず電話等で予約の上ご持参ください。(予約されていない場合は、受付できませんのでご注意ください。)

※ 申請受付期間の後半は書類の補正等で混雑しますので、一回目の申請は受付期間の前半でお願いします。

○申請予約等問い合わせ先 (令和6年4月1日指定書交付分)

枚方市健康福祉部 健康づくり・介護予防課

電 話：072(841)1458 (直通)

(6) 指定申請に必要な手数料

本市では受益者負担の考えに基づき、平成26年10月1日以降の新規指定及び指定更新に係る申請について手数料を徴収しています。

なお、新規指定については、既に居宅介護予防支援の指定を受けていることが必要であり、介護予防支援(居宅)の新規申請のみの場合は、30,000円の手数料が必要となります。

つきましては、指定申請時にお渡しする納付書を、本市の指定金融機関・収納代理金融機関で納めていただきますので、現金をご用意ください。※基準を満たさず指定できなかった場合や、申請を取り下げた場合でも納付済手数料は返金できません。

2 指定申請にあたって

介護予防支援事業を実施するためには、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。

指定申請を行う前に必ず運営に関する基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能かどうかご判断の上、申請を行ってください。

3 指定を受けるための要件について

指定を受けるためには、以下の条件を満たしてなければなりません。

① 居宅介護支援の指定を受けている事業者であること。

② 基準を遵守した運営を行うこと

事業を行うにあたり、人員、設備及び運営については、次の条例に定める基準を満たして運営できることが必要です。

・枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第52号)